

へき地医療等の定義

《へき地診療所設置基準》

へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径 4 km の区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上*であり、かつ診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上要するものであること

※支笏湖診療所設置当時の人口基準は、300 人以上 2,000 人未満

○へき地診療所

交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難である「無医地区」及び「無医地区に準じる地区」において、地域住民の医療を確保することを目的として、都道府県、市町村等が設置する診療所

○無医地区

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径 4 km の区域内に人口 50 人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区

※容易に医療機関を利用することができない場合

- ・地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合
- ・地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1 日 3 往復以下であるか、または 4 往復以上であるが、これを利用して医療機関まで行くために必要な時間（徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む）が 1 時間を超える場合
- ・ただし、上記に該当する場合であっても、タクシー、自家用車の普及状況、医師に往診の状況等により、受診することが容易であると認められる場合を除く

○無医地区に準じる地区

無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

※無医地区の定義には該当しないが、無医地区として取り扱うべき事情

- ・半径4 km の地区内の人口が50人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されていて、容易に医療機関を利用することができない
- ・半径4 km の地区内に医療機関はあるが診療日数が少ないか(概ね3日以下)、又は診療時間が短い(概ね4時間以下)ため、巡回診療等が必要である。
- ・半径4 km の地区内に医療機関はあるが眼科、耳鼻いんこう科などの特定の診療科目がない
- ・地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1日4往復以上あり、また、所要時間が1時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中していて、住民が医療機関を利用することに不便である。
- ・豪雪地帯等において冬期間は定期交通機関が運行されない、又は極端に運行数が少なくなり、住民が不安感を持つ